

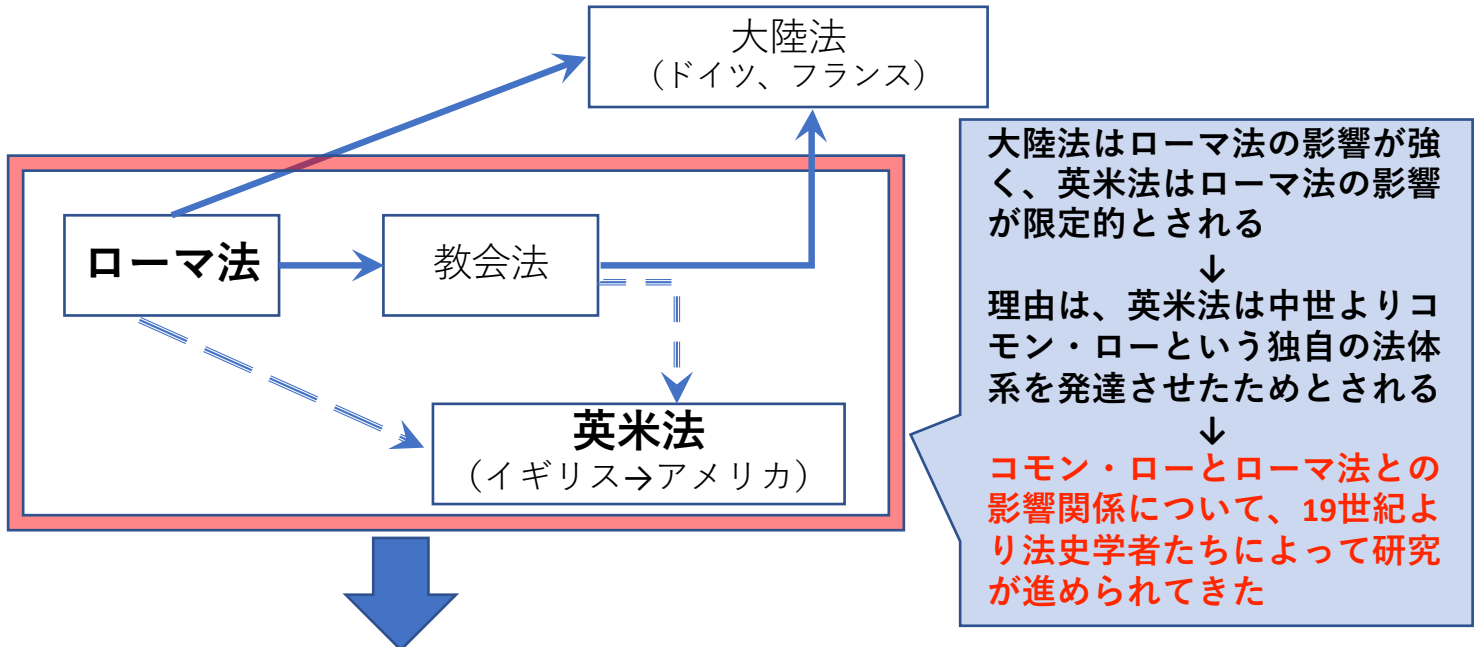
研究の背景と目的

法の考え方の共有と影響
松本和洋（日本学術振興会特別研究員PD）

日本では明治維新以後、西洋法の継受による法の近代化が図られてきた。法学ではドイツやフランスの法が取り入れられ、第二次世界大戦後には主にアメリカからの影響も強い

「西洋→日本」として法の知識（法学識）の伝播を描けるなら、**西洋は何かから法学識の伝播を受けた**といえるか？

→西洋の法にはローマ法の影響



「ローマ法→英米法」の影響関係を何を使って探るか？

検討対象①：法学者（裁判官etc）による著作

検討対象②：共通する法格言（①から派生）

検討対象①

『イングランド王国の法と慣習』（通称『ブラクトン』）

- ・コモン・ローが形成・確立していく中世（13世紀）に、イングランドの裁判官が書いた著作
- ・海外では早くから**ローマ法や教会法の影響があることが指摘**されてきた

『ブラクトン』は、特に同時代のローマ法や教会法の学者たちの著作を参照しながら、当時のイングランドで通用していた「法」（≠法律）を描き出そうとした

→イングランドの「法」＝コモン・ローを文章化して示すために、章節の分け方、概念、思考方法をローマ法や教会法の学者たちの著作から借り受けた

＝**単純・簡易なコピーを目指していたわけではない**

ローマ法・教会法の学者たち
(大学の教授etc)

『ブラクトン』の執筆者
(イングランドの裁判官)

検討対象②

法格言 (legal maxim)

中世以降、ローマ法・教会法に由来するものなどが今日まで法学識の一端を担っている（英米法・大陸法ともに共通）

※16世紀以降、イングランドでは何冊も法格言集が出版される

（一つの例） **Volenti non fit iniuria**（望む者に不法は生じない）

被告の防御として今日もイングランドの裁判実務で用いられる法格言

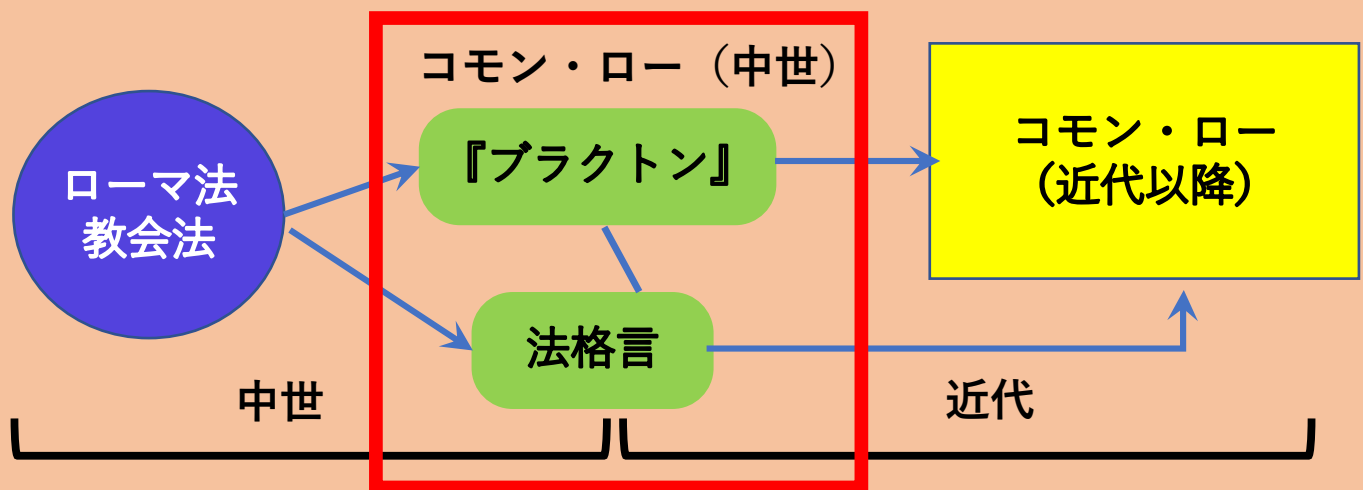
(1) 検討対象①の『ブラクトン』にも存在（同時代のイングランドのローマ法学者ドロエダの著作から「移植」された？）



(2) イングランドの裁判官や弁護士たちにより、裁判で長きに渡って利用
＝イングランド法の法格言として定着

現在の展望と今後の課題

『ブラクトン』や法格言
＝ローマ法etcからコモン・ローへの法学識
の中継点？



（展望）

『ブラクトン』や法格言が、「コモン・ロー」という独自の法における法学を形成する上でどのような役割を果たしたか

→ 「学識の中継＝法についての考え方の共有と吸収」という形で描き出したい

（課題）

- ・ 『ブラクトン』によるローマ法や教会法の文献利用の更なる検討（まだまだ十分に検討されていない箇所も多い）
- ・ 法学者や法曹における法格言の存在意義の歴史的変遷の分析（判決や法律の背後にある、「法に関する知識」としての意義）